

旭川大雪アリーナ使用料

冬 期 間

使 用 区 分				時 間 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	早朝・深夜等
						9 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 7 時	1 8 時 ～ 2 1 時	9 時 ～ 2 1 時	1時間当り
専 用 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ	ア マ ス ポ	平 日	35,280	47,040	35,280	141,120	11,760		
			土・日・休日	42,330	56,440	42,330	169,320	14,110		
		展 示 会 等	平 日	123,480	164,640	123,480	493,920	41,160		
			土・日・休日	148,170	197,560	148,170	592,680	49,390		
		興 音楽業	平 日	264,600	352,800	264,600	1,058,400	88,200		
			土・日・休日	317,520	423,360	317,520	1,270,080	105,840		
	多 目 的 ル ー ム	会 議 室	平 日	2,670	3,560	2,670	10,680	890		
			土・日・休日	3,180	4,240	3,180	12,720	1,060		
		会 議 室	平 日	540	720	540	2,160	180		
			土・日・休日	630	840	630	2,520	210		
個 人 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ	高 校 生	1回につき 450円							
		一 般	1回につき 750円							

- 備 考
- この表において「冬期間」とはアイススケート場として使用する期間をいい、「夏期間」とは「冬期間」以外の期間をいう。
 - この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
 - この表において「高校生」には高校生と同年齢の者を含む。
 - この表において「早朝・深夜等」とは9時以前。12時から13時までの間。17時から18時までの間及び21時以降の時間をいう。
 - 一月券は、当該券を発行した日から起算して一月間使用することができる。
 - シーズン券は、当該券を発行した年度の冬期間使用することができる。
 - 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。
 - アリーナを準備または撤去のために使用する場合の使用料は、この表に規定する額に(前項の場合は、同項の規定により算出した額)0.5を乗じて得た額とする。
 - 附属設備以外の電気器具を使用した場合は、電気料金の実費を徴収する。
 - 専用使用における使用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。